

子育てをもっと安心に 保育料が無料になりました

～0歳から就学前まで、すべてのお子さんが対象です～

令和5年度に市が小学生以下の子どもを持つ保護者を対象に行った「子ども・子育てに関するアンケート」では、子育て支援策のうち「経済的支援の充実」を望む回答が最も多く、子どもの養育にかかる負担軽減が求められていることが明らかになりました。こうした声を受け、市は、子育て世帯の経済的負担の軽減と仕事と子育ての両立を支援するため、これまで有償だった3歳未満の第1子の保育料を無償化。これにより、大船渡市に住所がある子どもの保育料完全無償化が実現しました！

◆以前は…

3歳未満の第1子 第2子以降



保育料の負担あり

保育料の負担なし

◆令和7年度から

3歳未満の第1子 第2子以降

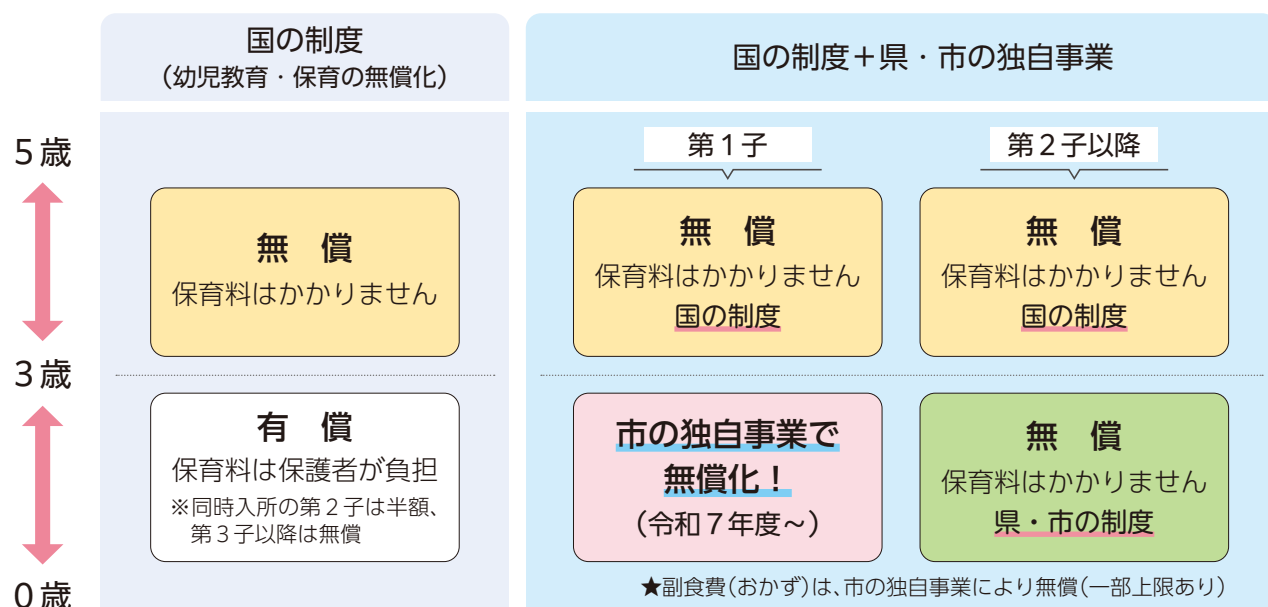


保育料がみんな0円♪



どうしてみんな0円にできたの？

国と県の制度に、市の独自事業を組み合わせることで完全無償化を実現しました



経済面のサポート、他にもあります。

《児童手当》

制度改正により、令和6年12月支給分から対象が高校生まで拡大し、支払回数も年6回に増えました！

▶対象＝高校3年生までの子どもを養育している人

▶所得制限＝なし

▶支払回数＝年6回(2カ月ごとに支給)

▶手当月額(1人当たり)



対象	金額
3歳未満	15,000円
3歳～高校生	10,000円

第3子以降は月30,000円★

《子ども医療費助成制度》

子どもが医療機関などにかかった際の医療費(保険診療分)の全額を、市が助成しています。

▶対象＝0歳～高校生(18歳になる年度末)の子ども

▶所得制限＝なし

▶助成内容＝入院、通院などの医療費

▶助成方法＝受給者証を提示することで

現物給付されます。

※県外で受診した場合は、医療機関でいったん医療費を支払い、後日、市役所へ申請してください。

▶問い合わせ先＝国保医療課(☎内線145、146)



もっと、ぐっと、子育てしやすい大船渡に

子育てにやさしいまちを目指しています

近年、子育てを取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化や、非婚化・晩婚化の進行などとともに大きく変化しています。子育てと仕事の両立の難しさや子どもの発育、物価の高騰など、子育てに関する悩みは尽きません。そして、その悩みの内容も人それぞれです。

市では、子育て世帯の負担を少しでも軽くするため、今年4月から全年齢の保育料を完全無償化しました。さらに、医療的ケアが必要なお子さんの世話を代行する在

宅レスパイト事業の運用も新たにスタートしています。こうした新しい取り組みに加え、これまでの支援メニューも継続しながら、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めています。

今月は、未就学のお子さんを育てる家庭を中心に、より充実した市の子育て支援をご紹介します。

この記事をきっかけに知ったサービスがあれば、ぜひ気軽にご利用ください。

▼問い合わせ先Ⅱこども家庭センター(☎47・5200)



子育てのこと、1人で悩まずにご相談ください。

子育てには喜びがある一方で、不安や戸惑いを感じることも少なくありません。「これでいいのかな」「どうすればいいんだろう」と悩むことは、誰にでもあるものです。

DACCOでは、子ども・子育てについての相談も受け付けています。困りごとを1人で抱え込まずに相談してみませんか？



詳細はこちら



子どもの成長や発達のこと

「言葉を覚えるのが遅いかも」「何だか落ち着きがない」など、言葉や行動・身体の発達が気になる時、まずは、こども家庭センターにご相談ください。メールでの相談も可能です。お話を聞いて、支援団体などをご紹介します。

▶相談窓口＝こども家庭センター（☎47・5200）✉ofu_kodomo@city.ofunato.iwate.jp



発達障がいのこと

発達障がいは、脳の働きの違いによるもので、決して「本人の努力が足りない」とか、「親のしつけや教育に問題がある」というものではありません。例として、自閉スペクトラム症(ASD)や、注意欠如・多動症(ADHD)などが挙げられます。それぞれの特徴は次のとおりです。

ASD

視線が合いにくい、反応が乏しい、他の子に興味を持たず1人で同じ遊びをする など

ADHD

じっとしていることが難しい、物をなくしやすい、衝動的に行動してしまう など

発達障がいについて気になることがあれば、次の相談窓口にご相談ください。

▶相談窓口

- ・岩手県発達障がい者支援センター（☎019・601・3203）
- ・児童家庭支援センター大洋（☎21・3130）
- ・一関児童相談所（☎0191・21・0560）

この他にも、さまざまな相談を受け付けています。お気軽にこども家庭センターにご連絡ください。



若者が暮らしやすいまちづくりにも力を入れていきます！

市では、子育て支援の充実に加え、若者が集い、活動できる環境づくりを進め、将来にわたって暮らしやすいまちづくりを目指します。その取り組みの一環として、若者が集まって交流・活動できる場づくりを補助します。

▶補助対象事業＝次の全ての要件を満たすもの

- ①市内で開催すること
- ②主な対象が若者で、参加者10人以上を想定して企画すること

- ③若者同士の交流を広げる事業であること
- ④参加者募集などの告知を公表すること
- イベントの例…同じ趣味を持つ若者グループの交流イベント、高校生のまちづくり活動など

▶補助対象者

- ①市内に店舗(事務所、支店、営業所を含む)がある事業者
- ②市内在住の5人以上で構成する市内の団体(団体規約がある任意団体を含む)

▶補助金の額＝補助対象経費の5分の4(上限20万円) ※1団体につき1事業まで

▶申請先・問い合わせ先

こども家庭センター（☎47・5200）



詳細はこちら

医療的ケア児を支える家族に“心と体のチャージタイム”を～在宅レスパイトとは～

医療の助けを日常的に必要とする子どもたちがいます。

ケアが必要な子どもを在宅で24時間見守る家族は、仕事や家事、育児に加え、日常的なケアも行っています。そのため、心身ともに大きな負担を抱えているのが現状です。

令和7年度からスタートした「医療的ケア児等在宅レスパイト事業」とは、医療的ケアが必要な子どもを支える家族の心身の負担を“小休止(レスパイト)”によってやわらげることを目的とした支援です。訪問看護ステーションの看護師が家庭を訪問し、家族に代わって見守りやケアを行います。「体調が悪くてお世話ができない」「用事があるどうしても外出しなければならない」など…自分の時間が欲しい時に、ぜひご利用ください。

支援対象者

次の全てに該当する医療的ケア児の家族

- ・市内在住で、大船渡市に住民登録があること。
- ・在宅で、同居の家族による看護や介護を受けて生活していること。
- ・医師の訪問看護指示書により医療的ケアを必要としていること。
- ・医療保険制度の訪問看護により医療的ケアを受けていること。



▶利用可能時間＝1日1回まで、1時間以上8時間以内で、30分単位で利用可能

▶利用料＝無料 ※交通費などは、別途、利用者と訪問看護ステーションの間で取り決めます。

▶申込方法＝事前相談が必要です。利用を希望する場合は、こども家庭センターにご連絡ください。（☎47・5200）

医療的ケア児とは

日常生活および社会生活を送るために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養(※)などの医療的ケアを受けることが不可欠な児童のことです。

※口から食べ物を食べることが難しい人に、鼻や腹部などにチューブを通して、胃や腸に直接栄養を送る方法



医療的ケアの具体例

- ・人工呼吸器を使っている
- ・たんの吸引が必要
- ・経管栄養で栄養をとっている
- ・導尿をしている など

